令和５年３月 24 日

MJS かんたん！給与　賃金のデジタル払いに関する対応方針のご案内

日頃より弊社製品をご利用いただき誠にありがとうございます。
令和５年４月１日から賃金のデジタル払いを可能とする厚生労働省令が施行されます。
つきましては「MJS かんたん！給与」における対応方針についてご案内申し上げます。

1. 改正内容について

令和５（2023 年）年４月１日から賃金のデジタル払いを可能する厚生労働省令が施行されます。ただし各種電子マネー等を運営する資金移動業者（〇〇Pay 等）に対する厚生労働省の審査が数か月かかる見込みのため、実質令和５年４月１日には制度を利用できません。

現時点で判明している制度の概要・法令、通達、よくあるご質問は以下に掲載されていますので、ご参照ください。
【厚生労働省：資金移動業者への賃金支払い（賃金のデジタル払い）について】
〈資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について｜厚生労働省（mhlw.go.jp)〉

賃金のデジタル払いに関する主な実施内容についてまとめました。

実施条件について	・労働者と労使協定を締結する必要がある ・同意する社員からは同意書を提出してもらう ・従来の銀行口座との併用も可能
資金移動業者について	・複数の資金移動業者を利用することが可能 ・資金移動業者が破綻した場合は、保証機関から弁済される ・ポイント、仮想通貨、交通・流通系電子マネーは対象外
デジタル払いについて	・月１回手数料無料で ATM から現金受け取り可能 ・デジタル払いをする口座残高は最大 100 万円で、100 万円を超えた場合は代替の銀行口座へ振り込まれる ※100 万円はデジタル払いの可能額ではなく、口座残高

2. MJS かんたん！給与の対応方針について

(1) MJS かんたん！給与

給与支給のデジタル払いについては、「MJS かんたん！給与」から出力可能な全銀協ファイルを引き渡すだけで資金移動業者からのチャージが可能な他社サービスを利用する方針です。

「MJS かんたん！給与」をご利用のお客様は、制度開始に合わせて特段システム改修やバージョンアップは行わず実現可能となる予定です。

(2) 資金移動業者

あらかじめ利用する資金移動業者をお客様ご自身で選定いただき、資金移動業者とお客様間で送金契約の締結が必要となります。

なお、「MJS かんたん！給与」をご利用のお客様の場合、対応している資金移動業者の中から選定していただきます。

◆運用手順イメージ

①登録	依頼先銀行・振込先銀行に〇〇Pay 等の資金移動業者を登録の上、社員登録の銀行振込に〇〇Pay 等の口座情報を登録します。 ※経費精算では、振込 1 の登録を変更します。

▼

②データ作成	振込処理で金額を確認の上、全銀協ファイルを作成します。

▼

③アップロード	他社サービスに全銀協ファイルをアップロードします。

▼

④チャージ	他社サービスから各資金移動業者へ依頼されて、各社員へのチャージが実行されます。

①～③までを作業していただくことになります。

3. その他

他社サービス、資金移動業者との契約関係および具体的な操作方法などの詳細につきましては、実際にデジタル払いが開始される際に再度お知らせいたします。

以上